

# 明治初期の漁業制度変革

——島根県「漁業場区」を事例に——

The Reform of Fisheries System in Modern Japan

—A Case of Shimane Prefecture—

伊藤 康宏

ITO Yasuhiro

## 要 旨

明治政府は、地租改正事業開始2年後、漁業制度の変革（明治8年2月の太政官布告第23号「雑税の廃止」、同年12月の太政官布告第195号「海面官有宣言」と太政官達第205号「海面借区制」、翌年7月の太政官達第74号「海面借区制の取消」の太政官布告・達）に着手した。一方、明治8年以前に府県独自の漁政は滋賀県や島根県で確認されるが、通常はこれら布告・達に対応する形で各府県漁政が行われ、本格的には明治10年代に各府県で発せられた漁業取締規則・税則からである。本研究は、島根海域を対象に島根県における明治初年の漁業制度変革の歴史的特徴について主に2つを検討した。1つは島根（浜田）県による明治9年「漁業場区」台帳の作成・管理で、もう1つは明治9年から11年にかけて起こった島根県邇摩郡静間村和江浦における新旧の「漁業場区」紛争である。前者は明治8年12月「島根県乙第173号」の「浦方取調」報告の形で「漁業場区」の基本情報（位置・期節・反別面積・拝借人等の基本項目）が浦区から郡（県）に報告され、それが翌年の明治9年「漁業場区」台帳として整理され、島根県下の「漁業権」の把握・管理の基本資料となったであろうと結論付けた。一方、後者は明治9年「漁業場区」台帳作成・管理の最中に起こった新旧の「漁業場区」紛争であった。争点は明治9年3月の浜田（島根）県令第58号布達の中での「同業結社」及び「浦協議の上申請」の趣旨が和江浦では新旧交えた浦請組織として「漁業場区」利用が申請されたが、近隣周辺の浦々では旧網稼人を中心とした漁業申請が許可されたため、同浦でも旧網稼人中心に再申請され、それが原因となって新旧の紛争が2年半ほど続き、この間のやりとりが新旧の申請者と県庁（県令）ほかの間で行われた。そして最終的な決着は、旧網稼人中心の旧慣体制（鰯網1、大敷網2、鰈網2）から複数の旧網稼人7ヶ所（鰯網3、大敷網2、鰈網2）と浦請8ヶ所（鰯網7、鰈網1）の新たな漁場利用秩序の確立を見た。この「漁業場区」紛争は旧慣主義と浦請・地先漁場主義（固定性のある大敷網は旧慣のまま、移動性のある鰯網等は新規に浦請として許可）の折衷案で解決が図られた。この点が注目される。

【キーワード】 漁業制度資料、筆写稿本、明治初期の漁業制度変革、島根県漁政、漁業場区

## 1. はじめに

### 1) 研究の背景

昭和24年(1949)10月から昭和30年3月にかけて水産庁は「漁業制度資料調査保存事業」の調査を財団法人日本常民文化研究所に委託した。この時、47都道府県中37都道府県で漁業制度史料が調査収集され、現在、筆写原稿(以下、筆写稿本と称す)約30万枚が残されている<sup>(1)</sup>。同史料は全体で663件、うち件数の多い都道府県は、和歌山県102件、石川県84件、長崎県64件、三重県54件、千葉県51件、茨城県34件、東京都22件、京都府22件、兵庫県20件、愛媛県19件、そして島根県18件と続く<sup>(2)</sup>。

本研究は筆写稿本史料と原文書の照合を行うことからスタートした。その作業が行えた島根県関係史料、とりわけ島根県庁文書をこれまでの経緯から取り上げることにした。研究課題を確認する前に島根県関係史料をみておく。現在、史料の所蔵元の市町村別は松江市域がNo.498内田鼎吉家文書(93枚)、No.499鷗鶴義夫家文書(768枚)、No.500島根県庁文書(2458枚)、No.501美保関町役場文書(423枚)、No.502売布神社文書(451枚)、No.503八束村役場文書(42枚)、浜田市域がNo.504池上但馬家文書(165枚)、No.505桑原越夫家文書(1314枚)、No.506鈴木芳郎家文書(1404枚)、No.507谷田重矩家文書(609枚)、No.508唐鐘漁業協同組合文書(48枚)、No.509福浦漁業協同組合文書(49枚)、出雲市域がNo.510和泉林市郎家文書(61枚)、No.512小津漁業協同組合文書(304枚)、No.511古津浦文書(124枚)、No.514古津浦文書(名称欠、98枚)、No.513下古志某家文書(43枚)、No.515山本家文書(51枚)の18件(資料群)からなる<sup>(3)</sup>。文書分類別では県庁・町村役場公文書3件、漁協団体文書3件、神社文書1件、私家文書9件、その他2件。地域別では出雲12件、石見6件、隠岐は0件であった。ちなみに松江市は平成21年度(2009)から市史編纂事業を行っている。現在、松江市史近現代史部会では松江市域の近現代史料の調査収集を行っているが、筆写稿本史料のなかで原文書の現存が確認できないものも散見される。その意味では筆写稿本史料は二次的史料ではあるが、一定の史料価値を有していると言える。

### 2) 研究課題

明治政府は、明治8年(1875)2月の雑税廃止(太政官布告第23号)、同年12月の海面官有宣言(太政官布告第195号)と海面借区制(太政官達第215号)、そして翌9年7月の海面借区制布告の但し書きの取消し(太政官達第74号)でもって近代的な漁業制度の変革に着手した。一方、各府県はこれら一連の布告に基づいて、府県漁政を遂行していったと考えられる<sup>(4)</sup>。そのようななかで、島根県は県漁政を先駆的に取り組んだ県の一つである<sup>(5)</sup>。この点について、二野瓶徳夫は明治漁業法以前の府県漁政のなかでつぎのような積極的な評価を下している。

「各府県が漁場制度の管理統括を強め、円滑な行政を遂行するために、どのような努力をしていたかについて注目してみよう。それは一言でいえば、漁業制度の実態を把握し、それを公的な事務ベースに乗せ、行政事務の近代化・円滑化しようとする方向への努力であったとみられる。明治9年島根県において漁業権台帳とでもいうべき帳簿を作成していた。この台帳の記載事項は、各郡各町村別の漁場を一つ一つの漁名・方位・距離・縦横間数・年期・拝借人名であった。江戸時代においては、各町村の漁場の位置や境界をはっきりさせ、それを領主側の台帳に登録するというような、すっきりした把握形態はなかった。なんでもないことのようにあるが、その意味では画期的であった。」<sup>(6)</sup>としている。

上記のような二野瓶の指摘を踏まえて明治初期の島根県漁政を歴史的に考察したのが旧稿<sup>(7)</sup>である。少々長い引用となるが、骨子は以下のとおりである。「二野瓶徳夫の先行研究において少数事例の一つとして概括的ではあるが、(島根県漁政が一伊藤)歴史的に位置付けられている。その特徴を要約すると、以下のような普遍性と特殊性<sup>(8)</sup>を抽出することができる。まず普遍性として(1)旧慣を基調としながらも、(2)村請・地先漁場地元主義(村の地先はその村の入会利用)を導入していく点。これに対して特殊性として(3)明治六年の早い時点で河川(湖沼も含む)を官有地の延長線上に位置付けている点<sup>(9)</sup>、(4)明治六年十一月に新たに統一的に明文化した規則、『宍道湖水内漁業制限』規制を布達している点、(5)明治九年に全国に先駆けて『漁業場区』(漁業権)台帳を全県的に作成し、漁場を把握している点である。

しかしながら二野瓶の研究は、当該期の漁業再編問題を近世の漁場占有利用の先進性・後進性の基準で考察する手法<sup>(10)</sup>でもって事実の推移の記述に留まり、島根県庁漁業政策が登場・成立する背景や経緯といった執行過程が不問に付されていたのである。本稿の課題は、近代移行期の漁業・漁場の変革期においてこのような普遍性と特殊性(言い換えると先進性)を有した島根県庁漁業政策がどのような過程で執行されていったのか、またそれが現場の漁業実態といかなる関係を持って展開していったのかについて解明することにある。具体的には豊富に史料が現存している島根県の宍道湖漁業・漁業政策の事例を通して本課題を考察する。」とし、明治政府の最初の統一的な漁政として打ち出された明治8年の雑税廃止・海面官有・借区制に対して、島根県庁は、移行期の漁業秩序の再編・確立を早期に目指し、明治政府と連携しながらも宍道湖漁業・漁場全体に対しては大まかではあるが、統一的かつ明文化した「宍道湖水内漁業制限」規則(旧慣と村請・地先漁場主義の折衷を基本原理に)でもって独自の島根県漁政を執行していったと結論付けた。

本研究は、以上の先行研究を踏まえて対象を宍道湖の内水面から島根海域に移し、島根県における明治初期の漁業制度変革(明治9年「漁業場区」制度確立の背景と明治10年「石見国邇摩郡静間村和江浦漁業争論一件」)についてその歴史的な特徴と意味の解明を課題として取り上げる。

## 2. 島根県「漁業場区」の史料と制度

### 1) 史料の概観

島根県庁文書の筆写稿本史料は、下記「漁業場区」(明治6年~10年)の5点で、昭和25年(1950)11月、速水融の採訪による<sup>(11)</sup>。収集された史料題は下記のとおりである。

- (1)「明治六年 農商部  
漁業場区 文書科  
(朱書)  
第一種」(神奈川大学日本常民文化研究所、以下、常民研と略す、番号1360以下同じ)  
(目次欠)
- (2)「明治九年 農商部  
漁業場区  
(朱書)  
第一種 文書科」(常民研番号1361)
- (内題)「明治九年  
(朱書)  
第一種  
漁業場区并二  
図面」

「農商部、漁業場区、明治九年」

(目次) 「壱〇郡八幡馬潟両村人村惣代ヨリ赤貝生場拝借願之件」他 66 件

(3) 「明治九年 台帳

漁業場区 農商部

第壹種 文書科」(常民研番号 1362)

前半に石見国 5 郡を郡別・村浦別に字(借区場所)、期節、漁名(漁業種類)、方位・距離(敷設)、反別(漁場占有利用面積)、縦横間数(漁具の規模)、年期(許可年限)、拝借人名(許可人)を一覧表に掲載し、後半に「明治九年 第一種 漁業場区 台帳 式冊内 第二百八十五号 式冊ノ内壱 <sup>出雲国</sup><sub>隠岐国</sub> 漁場区根帳」の標題が記され、出雲・隠岐国の郡別村浦別に石見部と同じ項目を一覧表にして掲載していた。

(4) 「明治十年 農商部

漁業場区

<sup>(朱書)</sup> 第一種 文書科」(常民研番号 1363)

<sup>(朱書)</sup> 壱番

(内題) 明治十年魚漁場区願 <sup>官省 申稟</sup><sub>県限り申稟</sub> トモ目録

(目次) 壱 石見国安濃郡波根西村之内柳瀬浦々民ヨリ捕漁採藻場区拝借願之義ニ付一件 区長副申書トモ」他 69 件

(5) 「明治十年 農商部

漁業場区 (邇摩郡)

<sup>(朱書)</sup> 第壱種 文書科」(常民研 1364)

「農商部 漁業場区目次 明治十年

(目次) 番号 件名

第一号 邇摩郡和江浦漁業場区紛争一件

第二号 安濃郡 <sup>久手</sup><sub>西川 全上</sub> 新田

ところで原文書に当たる島根県庁行政文書は現在、島根県公文書センターが管理している。同センターには漁業関係の近代行政文書が中心に保管されているが、漁業の権利関係史料は「漁業場区」と「漁業免許」、漁業団体に当たる「漁業組合」と「水産業組合他」と、大きく4つに分類され、合計222点が簿冊の形態で整理されている。そのうち「漁業場区」は、作成年代が明治6年から明治漁業法公布翌年の明治35年までの計60点(整理番号群1-1494~1553)からなる。その後は標題が「漁業免許」に変わり、明治36年から現行漁業法公布の昭和24年(1949)までの計73点(整理番号群1-1554~1625)が現存している。また、「漁業組合」は作成年代が明治20年から昭和18年までの計75点(整理番号群1-1627~1701)で、「水産業組合他」は作成年代が明治18年から昭和23年までの計14点(整理番号群1-1702~1715)である。なお、これら合計222点、とくに「漁業場区」60点のなかから明治6年~明治10年の「漁業場区」5点を選択し、島根県の漁業制度筆写稿本史料とした理由は不明である。

## 2) 2つの明治9年「漁業場区」台帳と明治13年「水面借区表」

### (1) 明治9年「漁業場区台帳」a

明治9年(1876)の「漁業場区」台帳は2種類作成されている。そのうち漁業制度筆写稿本史

料として採訪されたのがそのうちのひとつである。最初に未採訪の明治9年「漁業場区 台帳」aから検討するが、標題はつぎのとおりである。

「明治九年 農商部  
 漁業場区 台帳  
(朱書)  
 第一種 文書科」

この「台帳」は、出雲国、石見国の順（隠岐国未収録）に区（大区小区、大字）別に「漁業場区」として整理されているが、出雲国と石見国で形式が大きく異なっていた。すなわち出雲では一覧表の形式はとらずに網名、字、期節、反別面積、人名、方位距離、借地料の基本項目が順次、記載されている。そして新しい事項は朱書で追記された。以下、参考例として第65区島根郡美保関を挙げておく。

第六十五区島根郡美保関

○鰯網之部

字軽尾 (朱書) 期節 甲年九月ヨリ (朱書) 乙年四月マテ 「十三年六月名前引直し願簿 定秀為三郎<sup>㊦</sup>」

一 反別三反式畝四歩七厘 <sup>㊦</sup>

木村政介

外八名

○但亥ノ七分ニ向 三十五間 東西二十五間前灘方入口見通シ

此借地料（記載無し）

（字才浦他2ヶ所の鰯網ならびに新規許可の字海崎の鰯網省略）

合計 反別壱町四反六畝二歩五厘 借地料（記載無し）

一方、石見では字、期節、漁名、方位・距離、反別、長横間数、網数、拝借人名の8項目が一覧表形式で整理されていた。なお、石見部の綴りの内表紙には「明治九年十一月 石見国定場漁業拝借地取調表」と記され、その上に「(朱書)第一種 壱 九年 漁業場区台帳」の貼り紙が付けられている。参考までに第3大区邇摩郡小4区静間村の和江浦の例を表1に挙げておく。

表1 第三大区邇摩郡小四区 静間村ノ内和江浦「漁業場区」一覧a

字	期節	漁名	方位 距離	反別	長 横 間数	網数	拝借人名
和江ノ前		鰯網		16町7反2畝20歩	南北80間 東西629間	7ヶ所 3ヶ所	和江浦請 中島甚一郎他2名
同上	4月ヨリ 7月マテ	大敷	戌ノ正中ニ向ヒ	4町7反10歩	南北170間 東西83間	1ヶ所	村松與十郎
芦山操	4月ヨリ 7月マテ	同上	戌ノ式分ニ向	4町7反10歩	南北170間 東西83間	1ヶ所	中島惣一郎
東山		鯿網	戌ニ向ヒ	5町2反5畝歩	長4,500間 幅3間半	1ヶ所	中島惣一郎他2名
中山		同上	戌ニ向ヒ	5町2反5畝歩	同上	1ヶ所	右同人他2名
西山		同上	戌ニ向ヒ	5町2反5畝歩	同上	1ヶ所	和江浦請

なお、欄外上に「(朱書)十一年一月廿二日御指令、同達し、申し添アリ、一件書類袋入ニアリ」と記載。



(2) 明治9年「台帳 漁業場区」b

「台帳 漁業場区」bは、前節の(3)の筆写稿本史料の原文書に当たる。石見、出雲そして隠岐ともに同一の形式の一覧表にして「漁業権」台帳として整理された点が先の「漁業場区 台帳」aと大きく異なる。形式は、「石見国漁場区根帳」安濃郡、邇摩郡、邑智郡、美濃郡、鹿足郡、それに出雲国隠岐国「漁場区根帳」島根郡、秋鹿郡、意宇郡、神門郡、飯石郡、仁多郡、隠岐郡、能義郡等の順に整理され、さらに村浦別に借区場所(字)、期節、漁名(漁業種類)、方位・距離、反別面積、縦横間数、年期、拝借人名の8項目が一覧表に整理され、その後の変遷は欄外等に朱書で修正されていた。なお、場区漁業として鰯網、大敷網、鰈網、地引網、鯿網、鮪漁等が対象となっていた。参考までに邇摩郡静間村和江浦と島根郡美保関を表2、表3に示しておく。

表2 邇摩郡静間村ノ内和江浦「漁業場区」一覧b

字	期節	漁名	方位 距離	反別	縦 横 間数	年期	拝借人名
和江ノ前	1月ヨリ 12月マテ	鰯網		16町7反2畝20歩	80間 629間	無期	和江浦請 他3名
全	4月ヨリ 7月マテ	大敷	戌ノ正中ニ向ヒ	4町7反10歩	170間 83間	全	村松興十郎
芦山操	全	全	戌ノ忒分	4町7反10歩	170間 83間	全	中島惣一郎
東山		鰈網	戌ノ向ヒ	5町2反5畝歩	4,500間 3間半	全	中島惣一郎 他2名
中山		全	全	5町2反5畝歩	全 全	全	中島惣一郎
西山		全	全	5町2反5畝歩	全 全	全	和江浦中

なお、欄外に記載内容の変更が朱書で訂正されている。また死亡などにより拝借人が変更となった場合は朱書で新しい拝借人の名前に訂正されている。さらにこれに続いて新規に、明治「十七年七月三十日許可」の「後、四月ヨリ八月迄、大敷、亥ノ正面ニ向ヒ磯標ヨリ百五十間、忒拾四町歩、<sup>四百間</sup><sub>百八拾間</sub> 静間村山内祐二郎」他大敷網2ヶ所、鰯網1ヶ所の「漁業場区」が同年に許可(追記)されている。

表3 島根郡美保関「漁業場区」一覧b

字	期節	漁名	方位 距離	反別	縦 横 間数	年期	拝借人名
軽尾	9月ヨリ 翌4月マテ	鰯網		3反2畝4歩7厘			定秀為三郎
才浦	全	全		2反5畝20歩		全	
海崎	9月ヨリ 翌4月マテ	鮪漁		4反4畝3歩			鶴鶴伊左衛門
全	全	全		8町9反8畝24歩			
長浜	年中	鰯網		4反4畝3歩			池田佐平他20名

なお、記載内容の変更については邇摩郡と同様である。そしてこれに続いて新規に明治「十八年三月二十五日許可」「十八年五月十八日内務省工御届」の「<sup>加鼻奥</sup>字、<sup>年期</sup>年中、<sup>引留</sup>漁名、<sup>大敷網、</sup>方位、<sup>略</sup>、<sup>縦</sup>反別四町八反壹畝歩<sup>④</sup>、<sup>横</sup>間数(無記載)、<sup>網数</sup>(無記載)、<sup>拝借人名</sup>捕鯨会社・岡崎運兵衛(他10名の名前略)④」、この他に地引網、鯿網、大敷網の各1ヶ所の「漁業場区」が明治23年に5カ年の期限で許可(追記)されている。

(3) 明治13年「水面借区表」

『島根県勸業年報第三回』は、「漁獲ノ方法ハ地ニ因リ異同アリ、器具亦ター様ナラス。左ニ水面借区表ヲ示ス」としてある。ここで言う「水面借区」とは「漁業場区」を指し、島根県下郡別に「漁業場区」を集計していた。ちなみに島根郡と邇摩郡の2郡は下記の表4のとおりである。

郡別に漁獵名、借区村浦、(借区)箇所、借区面積(反別)毎に集計されている。島根郡では大敷網漁が8ヶ浦・14ヶ所・42.3反で、鰯網漁が15ヶ浦・46ヶ所・85.1反で、このほか鰯網漁、鮎網漁が海面の「借区」漁業として、赤貝活シ場が6ヶ村・7ヶ所・238反で中海の「借区」漁業として、さらに浮網漁以下、餌取網漁までが宍道湖他の内水面の「借区」漁業として、それぞれ許可されていた。一方、邇摩郡では大敷網漁が6ヶ村浦・15ヶ所・207.8反で、鰯網漁が7ヶ村浦・13ヶ所・121.1反で、鰯網漁が2ヶ村・2ヶ所・2.3反で、鰻網漁が1ヶ浦・3ヶ所・15.8反で、四ツ張網漁が1ヶ村・2ヶ所・9.6反で、海面の「借区」漁業としてそれぞれ許可されていた。

表4 明治13年「水面借区表」

郡名	漁獵名	借区村浦数	箇所	合計借区面積(反)
島根	大敷網漁	8ヶ浦	14ヶ所	42.3
	鰯網漁	15ヶ浦	46ヶ所	85.1
	鰯網漁	1ヶ浦	1ヶ所	3.0
	鮎網漁	1ヶ浦	1ヶ所	0.1
	赤貝活シ場	6ヶ村	7ヶ所	238.0
	浮網漁	12ヶ町村	42ヶ所	207.3
	張待網漁	1ヶ村	1ヶ所	1.3
	芝手網漁	3ヶ村	6ヶ所	4.5
	越中網漁	2ヶ町	1ヶ所	1.7
	放魚捕	1ヶ村	1ヶ所	2.5
	張切網漁	3ヶ村	3ヶ所	0.9
	餌取網漁	1ヶ町	1ヶ所	—
邇摩	大敷網漁	5ヶ村1ヶ浦	15ヶ所	207.8
	鰯網漁	6ヶ村1ヶ浦	13ヶ所	121.1
	鰯網漁	2ヶ村	2ヶ所	2.3
	鰻網	1ヶ浦	3ヶ所	15.8
	四ツ張網漁	1ヶ村	2ヶ所	9.6

『島根県勸業年報第三回』(勸業課、明治13年)

3. 明治初期の島根県「漁業場区」制度と和江浦「漁業場区」紛争

1) 島根県「漁業場区」制度

明治6年(1873)の地租改正条例公布によって土地制度と土地税制は近代的に変革されていった。一方、明治維新政府が統一的な漁業制度の変革に着手したのが明治8年2月の太政官布告第23号「雑税の廃止」からである。つづいてその年12月に政府は、「海面官有宣言」(太政官布告第195号)を行い、さらに漁場の「海面借区制」(太政官達第205号)とした。これら一連の布告・達は旧来の漁場利用関係を一端、消滅させ、行政の許可によって再び期限付きの漁業権を発生させた点が特徴として挙げられる。しかし、これによって新規漁業の出願が全国的に殺到し、漁業秩序に混乱をきたした。そこで山口県をはじめ複数の県は翌年、大久保内務卿宛に「海面借区の旧慣尊重」を上申した<sup>(12)</sup>。その後、同年4月、大久保内務卿から「水面ヲ区画シ専用致シ候分ハ追テ一般之規則相達候迄当分慣行之儘据置可申事」と言った肯定的な回答が寄せられ、同年7月、「太政官達第74号」「但書取消候条、以来各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ、営業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ処分可致」の通達が発せられた(表5参照)。

表5 明治初期の日本漁業制度史略年表

西暦	明治	全 国	府 県
1872年	5年	3月「鉾山心得」公布（太政官布告第100号）	
1873年	6年	7月「地租改正条例」公布（太政官布告第272号） 7月「日本坑法」制定（「鉾山借区制」）	11月「宍道湖水内漁業制限」布達（島根県布達第534号）
1874年	7年	11月「河海湖沼を第三種官有地」規定（太政官布告第120号）	6月滋賀県「湖川諸魚罾藻草取規則并税則」施行
1875年	8年	2月「雑税の廃止」（太政官布告第23号） 12月「海面官有宣言」（太政官布告第195号）・「海面借区制」布告（太政官達第215号）	12月「河海湖池漁場取調」布達（島根県乙第173号達）
1876年	9年	7月「海面借区制布告取消」（太政官達第74号、旧慣尊重・府県税・漁業税の納付）	3月島根（浜田）県「漁業場区取調順序」
			3月「山口県令、内務卿に海面借区の旧慣尊重を上申」
			9月邇摩郡和江浦「漁業場区」紛争発生
			2つの島根県「漁業場区台帳」作成
1878年	11年		1月邇摩郡和江浦「漁業場区」決着
1879年	12年	2月「水産慣例取調上申」（「水産営業調査之儀伺」織田完之→内務卿）	7月島根県「漁業税採藻税課額並徴収規則」施行
1881年	14年	1月「水族蕃殖保護」布達（内務省達乙第2号）	

松本 巖編著『解説 日本近代漁業年表』（水産社、1977年）、『農林水産省百年史 上巻』（農林水産省百年史刊行会、1979年）、柳浦 文夫編著『島根県漁業史年表』（1984年）、滋賀県県政史料室より作成。

旧稿でも取り上げた「明治六年 農商部 漁業場区 文書科 <sup>(朱書)</sup> 第一種」には内水面の宍道湖ほどではないが、海面における新旧の動きも見られた。すなわち、「明治六年 伊野・畑村（大敷網）漁場一件」ならびに「明治八年 海ノ部漁業」のなかに収録された願い出等である。前者は、大敷網をめぐる出願が計13点で、これらは島根県第59区秋鹿郡伊野浦・畑浦における大敷網漁場一件である。明治6年11月30日付の文書「大敷網漁業願」が最も古く、これは畑人別惣代から県参事宛てに提出された大敷網敷設の願い書であった。一方、最も新しいものが明治10年4月10日付の「大敷網の手結浦」の願い書である。他方、後者は、明治8年12月の海面官有宣言・借区制布告前後に出された島根県「乙第百七十三号」「以河海湖沼漁業場云々御達シ之赴奉畏浦方取調仕候」に対する各浦区の副戸長・戸長からの報告、計27点で、このうち大半は各浦区の事情による「漁業場取調日延願」であった。そのなかで下記の第61区秋鹿郡古浦のように「漁業場区」の基本情報（位置・期節・反別面積・漁場の占有利用者等）が島根県令に報告された例も見られた。ちなみに古浦では大敷網漁場2ヶ所、海苔採取場3ヶ所が報告され、これら漁場はすべて浦中持であった。ちなみにこの形式は、さきに検討した明治9年「漁業場区」台帳aの原型となっていたのがわかる<sup>(13)</sup>。

記

古浦地先海面字本床

漁業期節三月ヨリ六月マテ

一 大敷網漁場反別二反歩（大敷網漁場1ヶ所略）

但灘ヨリ網場マテ二百七間

秋鹿郡古浦

浦中持

惣代 権田慶一郎<sup>㊦</sup>

同浦地先海面字清水



海草採取期節十二月  
 一海苔採取場反別九歩（海苔採取場 2ヶ所略）  
 但稼人浦中入会  
     同郡古浦  
     浦中持  
         惣代  
             権田慶一郎<sup>㊟</sup>

右之通相違無御座候也  
     第六十一区  
 明治八年十二月    副戸長  
                     山本 惣重<sup>㊟</sup>  
                     戸長  
                     曳野 三郎兵衛

島根県令井関盛良 殿

## 2) 和江浦「漁業場区」紛争

島根県が「漁業場区台帳」を作成した明治9年に邇摩郡和江浦で「漁業場区」紛争が起こった。その関係史料を収録しているのが「明治十年 漁業場区（邇摩郡）文書科」で、同文書の簿冊の扉には「農商部 漁業場区目次 明治十年 番号 件名 第一号 邇摩郡和江浦漁業場区紛争一件、第二号 安濃郡 <sup>久手</sup>西川 全上」の標題が記されている。そのうち前者の「邇摩郡和江浦漁業場区紛争一件」が大半を占めている。以下では和江浦「漁業場区」紛争を通して島根県（発端は旧浜田県時代）「漁業場区」制度変革の歴史的な特徴を検討していきたい。

ところで和江浦「漁業場区」紛争とは島根県邇摩郡静間村の和江浦（魚津浦）で明治9年～11年にかけて大敷網他の漁場利用を巡って新旧の漁業者間で起こった漁業紛争を指す。これに関連した史料は「邇摩郡和江浦漁業場区紛争一件」の標題で綴られた簿冊に44点が収録されている。このなかから新旧の利害関係者と県・区の主な動きを示した史料を時系列で年代の古い順番に整理したものが下記の表6である。

邇摩郡和江浦の新旧「漁業場区」紛争の発端は、明治9年（1875）年3月12日に佐藤信寛浜田県令<sup>(14)</sup>による「浜田県布達第58号」（史料（1））であった。この布達は、前年の海面官有宣言に則って漁場利用（海面借用）に当たっては「篤ト其村浦協議ノ上来ル四月三十日限可願出」としていた。そしてその「漁業場区取調順序」として、1）同業結社の上、場区を定めて四至の境界を判然とし、紛らわしい事態を発生させないように詳しく調べることにしていた。さらに2）「漁業場区」の使用を願い出る場合は、戸長は篤と実地点検の上、その場区毎に詳密の漁場図を作成し、その上願書には必ず土地の「人民総連印」を以て願い出るべしとされていた。なお、3）借区料は漁獲高の斟酌・調査の上、その金額を決定すべしとされていた。

### （1）浜田（島根）県布達

#### 第五十八号

従来人民ニ於テ河海ヲ区画シ捕魚採藻ノ為メ収税仕来候分ト雖モ昨八年第九十五号公布ノ通所用ノ権無ニ付更ニ借用之義願出相当ノ借用料収入可致筈ニ候条左之順序ヲ以テ篤ト其村浦

協議ノ上来ル四月三十日限可願出此旨布達候事

但明治八年之儀ハ同年当県第八十七号布達ノ通旧慣之儘据置候条本年ヨリ改正候儀ト可相心得事

明治九年三月十二日

濱田県令佐藤信寛

漁業場区取調順序

第一条 従来漁場所ノ権利ヲ解カレ候上ハ同業結社ノ上更ニ場区ヲ定メ四至ノ境界判然ト相立必ス紛織ノ弊害ヲ生セサル様候實際ニ於テ反覆審按ノ上精覈ノ調ヲ要ス

但本条ハ従前営業ノモノ所用ノ権利ヲ解カレ候旨赴ヨリ出テ候事ニテ其村浦漁業ヲ以生活トスルモノ従前之場区ヲ其儘致シ置其稼人ヲシテ更ニ借用人ニ定ル等総テ一村一浦協議ヲ尽シ願出ルニ於テハ許可スヘシ

第二条 前条ノ順序ヲ以テ漁業場区願出ルノ場合ニ於テハ該地ノ戸長篤ト実地点検ノ上其場区毎ニ詳密ノ図画ヲ製シ然ル上此願書ニハ必ス其地ノ人民総連印ノ上可願出シ

第三条 借地料ハ該地漁利ノ厚薄ヲ勘量シ納額ヲ調進達ス可シ然ル上當否検査ヲ遂テ更ニ借用料ノ金額ヲ達スヘシ

表6 遼摩郡和江浦の海面「漁業場区」紛争の経過と決着

A	B	C	成立年代年月日	文書題	備考：差出人→差出先
(1)	31	4	明治9年3月12日	「第58号漁業場区取調順序」	浜田県令→
(2)	32	4	明治9年3月12日	「第59号」	浜田県令→区戸長
(3)	18	2	明治9年12月26日	「海面捕魚場拝借御免許願」	和江浦旧稼人・魚津浦旧稼人、人民惣代人、小組惣代人、大組惣代人、戸長、副区長→島根県令
(4)	10	4	明治10年2月5日	「丙31号」(浜田県58、59号取消し、旧慣尊重)	(長官)→(村浦)
(5)	1	3	(明治10年)5月23日	「記一海面捕魚之義ニ付願」2冊	石見国第三大区役所→島根県受付懸
			(明治10年)5月23日	「静間村之内和江浦」	人民惣代人 林甚三郎外壱人
			明治10年6月5日	「捕魚場区魚網稼方・・・御願」	魚網旧稼人 月森嘉助、同浦人民惣代 林甚三郎・中村柳右衛門、小組惣代7名、大組惣代1名、戸長1名、区長1名→島根県令
(6)	8	4	(明治)10年6月(19日)	(御達案)「官有地借区ノ義・・・詮議ノ上爾今浦方ト旧稼人江隔年ニ稼方差許候条」	長官(地理係稟)→第3大区正副戸長、小6区正副戸長
(7)	30	4	明治10年9月10日	「漁業場区処分方向」	長官→内務卿代理
(8)	28	4	明治11年1月22日	「石見国遼摩郡和江浦漁業場区争論一件」(内務省稟議済)	長官→大区正副区長、小区正副区長

A：整理番号、B：文書番号、C：1浦方→、2旧稼人→、3浦旧合同→、4行政→

史料(2)は「河海捕漁採藻等区画取調方」についてさきの第58号に続いて同日、浜田県令から区長・戸長宛てに「漁業場区」を巡る紛争・確執の防止のために関係者間で十分、協議すべき旨を傳達した内容である<sup>(15)</sup>。

(2) 第五十九号

区戸長

河海捕漁採藻等区画取調方ノ儀ニ付今回第五十八号ヲ以テ布達及ヒ候ニ付テハ其旨赴タルヤ陸地ト一般漁場所ノ権利ヲ解カレ官地ヲ拝借スルノ儀ニテ強チ従前ノ区域ヲ改正スルノ義ニ無之候得者此意ヲ得従前ノ如ク各処ノ習慣ニヨリ紛争候様ノ儀有之候テハ旁々漁利ヲ失フノミ

ナラス終ニ双方確執ヲ懷キ營業上ノ患害トモ可相成ニ付右等厚ク注意ノ上實際ニ於テ懇論ヲ可  
遂此旨相達候事

明治九年三月十二日  
濱田県令佐藤信寛

史料（3）は、明治9年12月26日付で静間村の和江浦と魚津浦の旧稼人2人が小組・大組惣代・正副戸長・正副区長の署名・連印をもって和江浦沖2ヶ所の大敷網漁場を1ヶ所ずつの拝借（利用）を島根県令に願い出たものである。内容は、明治9年3月12日の浜田県布達によって静間村では浦人民の強い意向により和江浦沖の大敷網漁場を「浦請」としたが、近隣の浦々では旧慣基調の漁場利用が行われているとの事情を聞き及んだので、申請の手続き（浦人民惣連印書面）に則って島根県令に提出した「海面捕魚拝借免許願」である。

（3）海面捕魚場拝借御免許願

	石見国第三大区小六区
邇摩郡静間村之内 和江浦字芦山操	邇摩郡静間村之内 和江浦旧稼人
一大敷網壱箇所	中嶋惣一郎
	同国同大区同小区
同郡同村同浦 字和江之前	同郡同村之内 魚津浦旧稼人
一大敷網壱箇所	松村與十郎
[付箋略]	

右之箇所御免許之上旧来私共稼方仕候処昨八年公布第式拾三号百九拾五号并ニ九年旧濱田県五拾八九号ヲ以テ御達相成候従来人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノタメ所用致居候処固ヨリ官有ニシテ所用之權利ヲ被解候ニ付テハ旧県五拾八号第二条場区毎ニ詳密図面製シ然ル上願書ニハ其地ノ人民総連印之上願出可シト之廉ヲ以該村和江浦ニ於テハ従来稼来之者共へ浦人民ヨリ及掛合是非浦受可致段申募候ニ付旧稼之者乍不服無余儀承知致候処過ル九月中山内権中属殿巡回相成場区御取調之上各浦共旧稼之者江拝借被仰付候趣然ル上者即今浦人民惣連印書面ヲ以願之趣も有之候得共全当節ニ至リ浦人旧稼人稼統キ希望之者数多有之旁以古来ヨリ捕魚ヲ以生活罷在候ニ付特別之御詮議ヲ以御拝借被仰付被下置度只管奉懇願候以上

願人（住所略）

明治九年十（か）二月二十六日  
松村與十郎<sup>印</sup>  
中嶋惣一郎<sup>印</sup>

（以下、小組惣代・大組惣代・正副戸長・正副区長 住所・名前略）

島根県令佐藤信寛殿

史料（4）は太政官布達第74号（海面借区制布告の取消）を受けて、明治10年2月5日に佐藤島根県令が旧浜田県布達第58、59号を取消し、漁業の旧慣尊重の旨を布達した内容である。

（4）丙第三十一号

捕魚採藻ノ為水面拝借順序之儀客年三月中旧濱田県第五八九両号ヲ以相達置候処捕魚採藻ノ

儀ハ可成旧来ノ慣習ニ從ヒ処分可致旨同年七月中更ニ其筋ヨリ達ノ赴有之就テハ右両号達ハ取  
消候条此旨管下石見国へ布達候事

明治十年二月五日

島根県令佐藤信寛

史料（5）は浦代表の人民惣代人2名が島根県庁に直接、持参した「海面捕魚之義ニ付願」である。その内容は、和江浦「漁業場区」が新旧間で紛争中であるが、鰯網場の利用に限っては「今般浦方人民一同江協議之上旧来之通り稼方可仕段和解仕候」となったので、旧稼人が人民惣代・小組・大組の惣代、戸長・区長の署名・連印をもって島根県令に願い出たものである。このことは、排他独占的かつ位置固定的な大敷網とその漁場利用特性が弱い鰯網は区別され、浦方人民の理解が得られたとみられる。このような対処が最終的な決着にも影響を及ぼしていた点で注目される。

（5） 記

一海面捕魚之義ニ付願式冊

静間村之内和江浦

人民惣代人

林 甚三郎

外 壱人

右兩人共参庁仕候也

石見国

五月廿三日 第三大区役所

島根県庁

受付懸

御中

捕魚場区魚網稼方之義ニ付御願

石見国第三大区小六区邇摩郡静間村之内和江浦捕魚場区之義ハ昨九年九月以来ヨリ浦人民ト旧稼四名之者ト争論發生未夕熟和ニ不相成候得共魚網場区之義ハ従来方鰯網場区ト同場区ヲ稼来リ候ニ付私義ハ今般浦方人民一同江協議之上旧来之通り稼方可仕段和解仕候間何卒魚網稼方之義ハ格別之御憐察ヲ以御聽客被成下置度然ル上ハ税金之義ハ御達之通聊無相違期限通年々速ニ上納可仕候依而浦人民惣代大小組惣代連署之上区戸長奥印ヲ以此段奉願候以上

島根県下石見国第三大区小六区

邇摩郡静間村之内和江浦

魚網旧稼人

明治十年六月五日 月森 嘉助 ㊤

同国同大区同小区同浦人民惣代

林 甚三郎 ㊤

中村柳右衛門

同村同大区同小区

(小組惣代七名名前略 ㊤)

同村同大区同小区

大組惣代

前原淺右衛門 ⑩  
 同村同大区同小区  
 戸長  
 前原栄二郎 ⑩  
 同村同大区同小区  
 区長  
 吉村 仙 ⑩

島根県令佐藤信寛殿

史料（6）は新・旧稼人との間で起こった「漁業場区」争論の経緯と解決に向けて確認のための県庁地理係内で取りまとめた文書ならびに長官（県令）から正副区長・戸長宛てに出された調停案である。この調停案として大敷網場2ヶ所、鰯漁場1ヶ所、鰯漁場3ヶ所の計6ヶ所の「漁業場区」を「爾今浦方ト旧稼人江隔年ニ稼方差許候」といった案が提示された。

（6） 六月十九日 地理係 主務

石見国第三大区邇摩郡静間村之内和江浦捕魚場区拝借之義ニ付浦方ト旧稼人ト差纏ノ義ハ客年差遣彼地巡回之節捕魚採藻ノ義可成旧慣之通被据置候義ニ付其旨相心得水面拝借取調可申旨差示候処該浦捕魚場区ハ旧濱田県第五十八九号布達ニ拠リ悉皆浦方へ拝借相願稼人ハ入札ヲ以取極メ其稼人収利ノ幾分ヲ浦方へ為差出納税差引残余有之候分ハ学校<sup>(マ)</sup>資并村費等ニ可充積兼テ人民一同協議ノ上既ニ稼人迄入札ヲ以内実取極居候次第ニ付浦方へ拝借仕度旨申立候ニ付一同連署ノ上可願出旨申聞置候処其后ニ至リ旧稼人共前約ヲ破リ独立營業致度旨別紙甲号之通申立浦方ハ前約ヲ踏ミ浦拝借ノ義乙号之通申立双方示談不整旨申出候ニ付再応説示差加へ候得共何分折合兼候間此上ハ双方申立ノ趣ヲ折衷シ浦方ト旧稼人ト隔年ニ稼方御許可相成候方可然哉御決様ノ上ハ左之御達案付稟議

御達案

石見国第三大区 正副区長  
 同 小六区 正副戸長

邇摩郡静間村之内和江浦

和江前  
 字 芦山操

一大敷網場式ヶ所

字和江

一鰯漁場壹ヶ所 但南北凡千式拾間之ヶ所

字西山東山

一鰯漁場三ヶ所

右漁業場区拝借方ニ付和江浦方ト旧稼人ト取纏之義双方申立ノ趣モ有之候処右者官有地借区ノ義ニ付人民於テ彼是争論可致筋ニ無之詮議ノ上爾今浦方ト旧稼人江隔年ニ稼方差許候条双方連署ノ願書へ明細従図面相添更ニ借区可願出候事

但 本文ノ外字借台操折操ノ大敷場 [ ] ヶ所旧来稼場ノ障碍并隣村故障有無取調隣村人民惣代連署ノ上更ニ借区ノ義浦方一同協議ノ上可願出候事

右之通双方へ可相達候事

十年六月 長官



(朱書)  
右静間村ノ内和江浦捕魚採藻場区之儀元来浦方人民一統ニ於テハ第一印第二印旧濱田県之達ニ  
寄一同協議ノ上既ニ浦中受之積相決本庁出願以前旧稼人ニおゐて第三印公達ニ寄追々御処分相  
成候趣ヲ伝聞旧稼人共前約ヲ破リ慣行之儘据置之義ヲ主張シ爾来区戸長ニおゐて説諭ニ及ヒ候  
得共承服之場合ニ不至尚主務官ニおゐて双方取札ノ末見込之通隔年營業之方穩当之御処分ニハ  
候得共右ハ双方協議上ヨリ出候モノニ無之シテ県庁ヨリ断然御達相成候処ハ差出可申哉何トナ  
レハ右隔年營業ハ双方承諾可致充分見込アルモ万一応セサル節ハ素ヨリ例規も無之処ニテ其節  
同処分方差出之義ニ付右ハ係官更ニ実地へ出張被命双方共懇篤説諭ヲ遂至応隔年營業之積熟議  
出願ノ場合ニ至候様取計可然哉  
右再議 ㊦

史料（7）は明治10年9月10日に長官（島根県令）から内務卿代理宛に出された本件に関する「漁業場区処分方伺」と、それに対する大久保内務卿の回答である。「漁業場区処分方伺」は、和江浦で発生した新旧「漁業場区」紛争を巡る経緯の説明と新旧両者間の未決着の状況下で「従来ノ漁場ハ悉ク一応官江引揚而シテ（中略）該浦漁場ニ限右様処分候テ可然哉至急何分ノ御指揮在之度此段相伺候也」とした伺いで、それを了承する旨の回答であった。なお、右様処分については明記されていないが、つぎの（8）史料に記された折衷案で解決が図られたものと思われる。

#### （7）漁業場区処分方伺

海面捕魚採藻場区之儀者客年七月第七十四号公達之趣ヲ以処分致来候処石見国第三大区邇摩郡静間村ノ内和江浦之儀者客年三月別紙写ノ如ク旧濱田県ノ布達ニヨリ該浦ノ人民及ヒ旧来稼続ノモノ一同協議ノ上浦受ノ積相決既ニ下稼人等入札ヲ以取極候後旧稼続ノモノ他外各浦漁業場区ハ可成旧慣ニ拠処分ノ旨意ナルヲ伝知シ更ニ前約ヲ破リ従来稼続ノ廉ヲ以各自限借用場区出願可致旨ヲ主張シ爾来浦方人民総代トノ間ニ於テ彼是紛議ヲ生シ候ニ付係官員実地へ派遣双方篤ト取調候処旧稼人共ニおゐてハ従来營業ノ漁場総シテ浦受稼ト相成候テハ必至困難ヲ極候得共旧濱田県達之趣一般ノ通則ナレハ之ヲ可拒ム条理無之ハ勿論之義ニ付乍不服モ無拠一旦浦方協議ニ応スルト雖モ其後熟考候得者右達面ハ同業結社スルノ旨意ニテ強チ一浦ノ人民不殘結社致可トノ儀ニモ無之且他外浦方ニおゐてハ慣行ニ拠依然据置ノ類例も有之旁旧来稼続ノモノニ限許可相成度旨ヲ申立亦浦方人民ニおゐてハ仮令旧濱田県達之趣者双方誤解ニ出テ且漁場等可成旧慣ニ拠処分ノ例規者在之候トモ第七十四号公達以前既ニ公議決定ノ上浦受稼ノ名義ヲ以借用場区出願可致場合ニ際シ俄然前約ヲ変シ旧稼人ノミ出願候ハ難得其意旨強テ申立右ハ元来一浦内ニシテ只新旧稼方ヲ争候迄之義ニ付可成和議相整候上許可ノ積ヲ以再応説諭ニ及ヒ候得共承伏之場合ニ不至就テハ考按候ニ浦方人民申立ノ如ク漁業場区浦受拝借ノ積一旦協議相整候義ハ相違無之趣ニ候得共其中旧稼人ノ内一名協議漏ノモノモ有之同村内ニハ候得共殊更右破約ノ件在之候トモ未タ借用場区県庁へ出願以前ナルヲ以浦方人民ノ申立ハ採用不致客年第七十四号公達之趣ニ拠七十四号公達相成候ニ付テハ旧濱田從來ノ慣習ニ基キ処分候テ可然哉ニ候得共前述ノ如ク旧県布達面誤解トハ同業結社ト浦受ノ違乍申一旦双方協議済（既ニ漁具等ヲ買入夥多ノ資金ヲ費シ候）訳モ在之此際旧来營業ノモノ而已ヲ限許可候テハ将来浦方人民ノ苦情難止ノミナラス亦以不測患害ヲ醸シ候テハ不相濟義ニ付旁右七十四号公達ノ本旨ニハ振レ候得共從來ノ漁場ハ悉ク一応官江引揚而シテ双方申立ノ趣及ヒ實際ノ情状ヲ酌量シ更ニ別紙ヶ所付ノ通浦方人民并旧稼方ノモノ江〔漁業〕場区分与候ハ、再ヒ苦情之萌起候義ハ無之義ト存候該浦漁場ニ限右様

処分候テ可然哉至急何分ノ御指揮在之度此段相伺候也

○依之旧濱田布達写并漁場分与取調書類共相副

明治十年九月十日

長官署名

内務卿代理充

(朱書)  
書面調之通処分可致事

明治十年一月十日 内務卿大久保利通印

史料(8)は明治11年1月22日付で「石見国邇摩郡和江浦漁業場区争論一件」の決着を示した長官(島根県令)署名の文書である。「邇摩郡静間村ノ内和江浦漁業場区之儀ニ付浦内人民争論一件詮義之次第有之従来漁場悉皆一応引揚ケ」た上、鰯網場10ヶ所のうち7ヶ所は浦請、3ヶ所は旧稼人(3名)、大敷網場2ヶ所は旧稼人各1名ずつ、鰻網場3ヶ所のうち、2ヶ所は旧稼人3名の共有、1ヶ所は浦請となった<sup>(16)</sup>。すなわち、旧網稼人中心の旧慣体制(鰯網1、大敷網2、鰻網2)から旧網稼人6名には7ヶ所の漁業場区(鰯網3、大敷網2、鰻網2)が、そして新規の浦請として8ヶ所の「漁業場区」(鰯網7、鰻網1)がそれぞれ許可されたのであった。すなわち排他独占性・位置固定性が強い大敷網は旧慣体制が維持され、それが弱い鰯網は新規に浦請として多くを認め、さらにその中間的な鰻網は一部、浦請が認められると言った折衷で決着を見るのであった。

(8) 権令○ 小書記官○ 地理課長○ 一月二十二日稟 協議○○ 主務○

石見国邇摩郡和江浦漁業場区争論一件別紙之通内務省御稟議済ニ付左案御達可相成哉

石見国第三大区

正副区長

同 小六区

正副区長

其区内邇摩郡静間村ノ内和江浦漁業場区之儀ニ付浦内人民争論一件詮義之次第有之従来漁場悉皆一応引揚ケ更ニ

字和江ノ前

一鰯網場拾ヶ所

内

七ヶ所	浦受	
三ヶ所	旧稼人	中島甚一郎 中島惣一郎 中島清一郎

字同上

一大敷網場壹ヶ所 旧稼人 松村与十郎

字芦山操

一大敷網場壹ヶ所 旧稼人 中島惣一郎

字東山中山

一鰻網場貳ヶ所	旧稼人	中島惣一郎 中島 五郎 月森源三郎
---------	-----	-------------------------

字西山

一鯨網場壺ヶ所

浦受

右之通分割貸与候条海面借区反別及方位等之義ハ客年十一月中官員派出取調之通相心得向來無異論穩当營業可致此旨本人共江可相達事

明治十一年一月二十二日

長官 署名

#### 4. おわりに

明治政府は、地租改正事業開始2年後の明治8年から同9年にかけて漁業制度の変革に着手した。すなわち、それは明治8年2月の太政官布告第23号「雑税の廃止」、同年12月の太政官布告第195号「海面官有宣言」と太政官達第205号「海面借区制」、翌年7月の太政官達第74号「海面借区制の取消」の太政官布告・達からであった。一方、府県の漁政では鳥根県の宍道湖や滋賀県の琵琶湖において見られたように明治8年以前にすでに独自に執行した県は管見の限りでは少数であった<sup>(17)</sup>。通常はこれら布告・達に対応する形で各府県漁政が取り込まれ、本格的には明治10年代に各府県で発せられた漁業取締規則・税則からである。

ところで本研究は、鳥根海域を対象に鳥根県における明治初年の漁業制度変革の歴史的特徴について主に二つを検討した。一つは鳥根（浜田）県による明治9年「漁業場区」台帳の作成・管理の経緯についてで、もう一つは明治9年から11年にかけて起こった鳥根県邇摩郡静間村和江浦における新旧の「漁業場区」紛争についてである。前者は明治8年12月「鳥根県乙第173号」の「浦方取調」報告では「漁業場区」の基本情報（位置・期節・反別面積・漁場の占有利用者等の基本項目）が浦区から郡（県）に報告され、それが翌年の明治9年「漁業場区」台帳として整理され、鳥根県下の「漁業権」の把握・管理の基本資料となったものと結論付けた。一方、後者は明治9年「漁業場区」台帳作成・管理の最中に起こった新旧の「漁業場区」紛争であった。争点は明治9年3月の浜田（鳥根）県令第58号布達のなかの「同業結社」及び「浦協議の上申請」の趣旨が新旧交えた浦請組織としての「漁業場区」利用が申請されたが、近隣周辺の浦々では旧網稼人を中心とした漁業申請が許可されていたため、和江浦でも旧網稼人中心に再申請され、それが原因となって新旧の紛争が2年半ほど続いたのであった。この間のやりとりが新旧の申請者と県庁（県令）ほかの間で行われた。そして最終的な決着は、旧網稼人中心の旧慣体制（鰯網1、大敷網2、鯨網2）から複数の旧網稼人7ヶ所（鰯網3、大敷網2、鯨網2）と新たに浦請8ヶ所（鰯網7、鯨網1）の漁場利用秩序の確立を見た。この「漁業場区」紛争は旧慣主義と浦請・地先漁場主義（固定性のある大敷網は旧慣のまま、移動性のある鰯網等は新規に浦請として許可）の折衷案で解決が図られた。この点が注目される。

---

#### 注

(1) 独) 水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川県日本常民文化研究所『独) 水産総合研究センター中央水産研究所所蔵筆写稿本（漁業制度資料）の概要』（平成23年）所収の越智信也「漁業制度資料」の筆写稿本について」と、福島・埼玉・群馬・山梨・富山・鳥取・佐賀・熊本・鹿児島・沖縄の10県は未収集、その理由は不明である。

(2) 越智信也「前掲論文」。なお、漁業制度資料（筆写稿本）と「漁業制度資料調査保存事業」については網野善

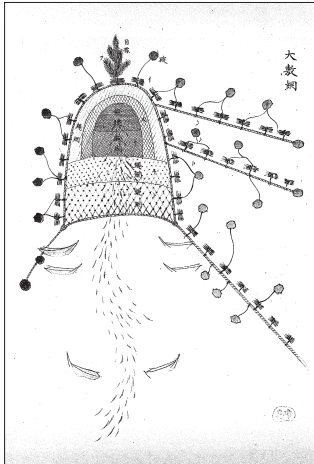
- 彦『古文書返却の旅』（中公新書、平成 11 年）、網野善彦「戦後の日本常民文化研究所と文書整理」（『歴史と民俗』第 13 号、平凡社、平成 8 年）、『『漁業制度資料調査保存事業』と資料の整理・保存の経過』（『中央水産研究所所蔵古文書（漁業制度資料）の概要』、独）水産総合研究センター中央水産研究所・神奈川大学日本常民文化研究所、平成 18 年）等を参照のこと。
- (3) 整理番号は前掲『筆写稿本（漁業制度資料）の概要』所収の「資料リスト」の資料番号を示している。
- (4) 青塚繁志「明治初期漁業布告法の研究」（『長崎大学水産学部研究報告』第 12 号、昭和 37 年、青塚『日本漁業法史』北斗書房、平成 12 年刊の「第 1 章 漁業警察法期」に所収）は明治初期を「漁業警察法期」と位置づけ、愛知県・足柄県・新潟県を取り上げている。なお、愛知県は『法令全書』（明治 7 年）、足柄県は洪沢敬三『豆州内浦漁民史料 中巻之一』（『アチックミュージアム彙報』第 21、昭和 13 年）、新潟県は萩原宣之「明治維新期に於ける漁村の紛争」（『漁業経済研究』第 4 巻第 1 号、昭和 30 年）をそれぞれ参考事例としている。しかし、これまでの先行研究では明治初期の各府県の漁政（方針）については本格的にはほとんど取り上げられていない中で、近年では三井田恒博『近代福岡県漁業史』（海鳥社、平成 18 年）が青塚の漁業警察期の視点を踏まえて福岡県漁政を取り上げている。
- (5) 明治 7 年（1874）6 月に滋賀県令発布の「湖川諸漁獮藻草取規則并税則」を初めとした滋賀県漁政（先駆性）が注目される。伊賀俊郎編「滋賀県漁業制度資料」（前掲筆写稿本資料 No. 346）解説参照のこと。
- (6) 二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』（平凡社、昭和 56 年）「第四章 明治漁業制度の展開 一 漁業法以前の漁業制度 6）府県による実態把握の進行」pp. 271-274。さらに古くは二野瓶『漁業構造の史的展開』（御茶の水書房、昭和 53 年改訂版）「第三章 明治維新期における漁業制度の再編」ですでに論じている。
- (7) 拙稿「近代移行期の島根県庁漁業政策」（後藤雅知・吉田伸之編著『水産の社会史』山川出版社、平成 14 年）pp. 219-220。
- (8) 二野瓶徳夫「明治維新期における漁場制度の再編」（前掲『漁業構造の史的展開』第 3 章所収）。ただし、二野瓶は、島根県庁（浜田県も含む）漁業政策の特殊性（独自性）ではなく国の政策意図が反映されたものといった理解である。
- (9) 全国的には明治 7 年 11 月布告第 120 号で「河海湖沼」を第三種、官有地と規定。
- (10) 「先進地域および一般地域における漁場制度の再編」の事例のなかでの島根県の歴史的な位置付け方については、二野瓶の近世「総百姓共有漁場説」と同様に問題がある。詳細は拙稿「史学・経済史学の研究動向」『年報村落社会研究』第 35 集（農山漁村文化協会、平成 11 年）参照のこと。
- (11) 島根県庁文書 5 件の収集情報は、「所在地 島根県松江市、所有者 島根県庁、採訪 昭和 25 年 11 月 速水融、筆写 昭和 26 年 6 月 石川松衛」と記されている。
- (12) 「海面借区の旧慣尊重を内務省に上申」（『山口県史 史料編 近代 4』山口県、平成 15 年）pp. 332-333。
- (13) 「明治六年 農商部 漁業場区 文書科 <sup>(朱書)</sup> 第一種」には「漁魚場届洩ニ付上申書 本年（明治八年一伊藤）乙第七十三号ヲ以河海湖池漁魚場海草採取場所水面等ヲ区画シ云々十二月二十日限無遅之取調可差出旨御達ニ付（中略）明治癸年十二月二八日 第六十七区戸長 青山 勤兵衛印 島根県令 井関盛良殿」が所収されている。このことは、「漁業場区」台帳作成の前年に「河海湖池漁魚場海草採取場所水面等ヲ区画シ云々十二月二十日限無遅之取調可差出旨」の県令通達が出され、戸長を通して各浦村の水面漁場の使用状況が報告され、それを台帳に整理し、一元化されたものと思われる。
- (14) 佐藤信寛は浜田県令として明治 4 年 11 月～明治 9 年 4 月の在任後、明治 9 年 4 月に浜田県（廃止）を統合した島根県令として明治 9 年 5 月～明治 10 年 7 月の期間に在任した（田村清三郎『明治初年の県政』今井書店、昭和 41 年）。
- (15) 水産業協同組合制度史編纂委員会編『水産業協同組合制度史 第 4 巻』（水産庁、昭和 46 年）所収の「海面拝借願之義ニ付伺」は明治 9 年 6 月 18 日付で石見国第 3 大区第 5 小区戸長等から島根県令宛てに「浜田県第 58 号」についての問い合わせとその回答が付されているが、そのなかで「手繰網或ハ一本釣等ヲ業トスル者ノ如キハ場区未定風波ノ都合ニ依リ随意ニ海面ヲ漂流シ営業致候」（pp. 37-38）漁業は、「其儘ニ差置」、すなわち、「場区」漁業の対象外とされた。
- (16) 明治 14 年第 2 回内国勸業博覧会が東京で開催され、島根県勸業課から「島根県管内漁具類集図」が出品されている。その写しが東京国立博物館所蔵の「島根県下漁具図説」で、草稿本と見られるのが島根大学附属図書館所蔵の「出雲 石見 魚漁図解」「因伯 魚漁図解」である。詳細は拙著『山陰の魚漁図解』（今井出版、平成 23 年）所収の「博覧会時代の『漁業図解』」参照のこと。なお、両資料から邇摩安濃両郡の大敷網と鯛網、近隣の石見那賀郡の鰈網を参考までに下記に挙げておく。



史料翻刻の凡例

- (1) 史料を読みやすくするために、適宜、句読点、並列点を付した。
- (2) 誤字、また文意不詳のものには(ママ)と傍注を付した。
- (3) 字体はつぎのとおりとした。常用漢字のあるものはこれに改め、常用漢字表にないものは原本の字体を用いた。また異体字・俗字等は現在使用の漢字・かなに改めた。
- (4) 底本にあるルビはそのまま残した。
- (5) 原本に抹消・訂正があり、訂正部分を本文とした。
- (6) 朱書・後筆・付箋などについては、その部分を〔 〕で囲み、右肩に(朱書)などと注記した。

図1 「島根県下漁具図説」



東京国立博物館所蔵

邇摩安濃両郡の大敷網

器名 大敷網

器具ノ製 本国ハ北海ヲ受ケ馬駿魚青花魚トモ多クハ西ヨリ北ニ通スルヲ以テ、訪(側繩) 〔<sup>囗中</sup>及ヒノ外更ニ魚場ヨリ散セサル為メ、訪(仮網) 〔<sup>囗中</sup>及ヒニ個ノ袖網) 〔<sup>囗中</sup>ハニヲ設ケ、之ニ竹ヲ束ネタル浮標ヲ付シ、<sup>囗印</sup> 〔<sup>印</sup>ノ如ク 又四番網ニ囊網ト唱フル緞網ヲ付ス、則チ魚ヲ獲ル所ナリ又側繩ノ中央ニ方言台ト唱フル目標ヲ樹ツ。〕〕〕

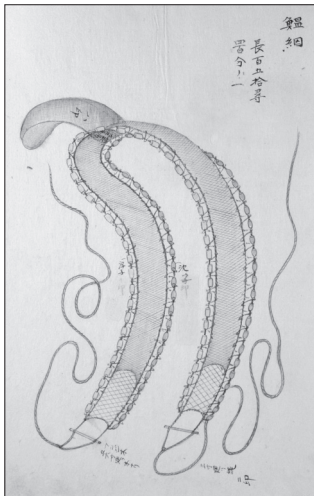
使用法 漁船四艘漁夫十二人乗り側繩ノ左右各二艘宛配置シ、魚ノ集ルヲ見テ徐々ニ台ノ方ニ漕寄ルナリ又暗夜ニハ焚入船ト唱ヘ側繩ヲ距ル凡十町ノ沖ニテ篝ヲ焚キ、之レニ魚ノ集ルヲ窺ヒ、漸次壺艘ツ、側繩ノ外ニ漕出セハ魚ハ悉ク網中ニ止ル。

地名及地形 邇摩安濃両郡各浦ニ於テ陸地ヨリ大約五十町外ノ沖ニ設リ

季節 毎年四月上旬ヨリ七月下旬マテノ間夜中ヲ限ル

漁獲名称 馬駿魚 青花魚

図2 「出雲 石見 魚漁図解 巻」



島根大学附属図書館所蔵

邇摩安濃両郡の鯉網

器名 鯉網

器具ノ製 網ノ全長ハ百四、五十尋ニシテ其両縁ニ棕繩ヲ着ケ、〔上方ニハ〕(アバ)ト称スル浮子ヲ結ヒ、下方〔ニハ〕(イハ)ト唱フル陶製ノ鎮子ヲ繫キ、中央ニ囊ト称スル緞製ノ長十二尋巾四尋位ノ囊網ヲ連結ス、此ハ魚ノ網中ニ入りシ者ヲ集ムル所ナリ、而シテ曳網藁繩ニテ製シ、長サ廿尋ヲ壺番ト云フ、之ヲ網ノ左右ニ付ケ双方ヨリ曳キ揚ルナリ、其地ノ遠近ニヨリ〔番数ニ〕増減アリ。

使用法 鯉ノ地方ニ群集スルヲ視テ、漁夫七、八人小船ニ乗り、網ヲ以テ其周囲ヲ繞ラシ、〔<sup>(朱書)</sup>ノ曳網ヲ把リ徐々ニ陸地ニ引上ルナリ〕、其漁獲ノ鯉ハ砂浜ニテ日乾〔シ〕量目四目〔<sup>(朱書)</sup>貫目ヲ表ニ入レ販売ス、<sup>(ママ)</sup>方言之ヲ干鯉ト云フ〕又漁獲ノ日雨天ナレハ之ヲ桶ニ入レ腐販〔<sup>(朱書)</sup>セシメ肥料〔ニ符ス之ヲ〕腐鯉ト云フ。〕

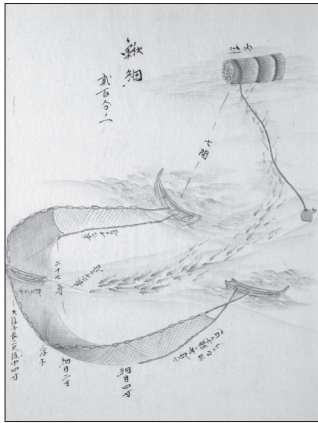
地名及地形 石見国邇摩・安濃両郡各浦ニ於テ漁ス、地形及ヒ漁場ノ遠近一定セスト雖モ凡ソ陸地ヨリ距離十一・二町以内トス。

期 節 漁期定ナシト雖モ二月ヨリ七月マテヲ良期トス。

漁獲名称 温魚



図3 「出雲 石見 魚漁図解 巻」



島根大学附属図書館所蔵

石見那賀郡の鰯網

器名 鰯網

器具ノ製 網ハ總テ麻糸ヲ以テ編製シ、両縁ノ網ハ棕繩ヲ用ヒ、浮子ハ桐木ニシテ、鎮子ハ小石ヲ用ユ。

使用法 海岸ヲ距ル凡ソ三里乃至十里ノ海中ヘ予テ竹ヲ束ネタル浮子ヲ泛ヘ、其陰ニ集マリタル鰯ヲ漁スルモノナリ、其手續ハ先ツ漁船三艘ヲ浮ヘ、予テ設ケ置キタル浮子ノ近傍ヘ漕キ寄セ、図ノ如ク網ヲ投シ、三艘ノ漁船ハ網ノ左右ヲ持ち別ニ一艘ノ舟ニテ鰯ノ死シタルモノヲ糸ニ繫キ海中ニ投シ、浮子ノ方ヨリ網ノ方ニ向ヒ漕キ行ケハ、其屯集シタル鰯ハ悉ク隨從シテ網中ニ這入ルナリ、此時二艘ノ船ハ網ノ口ヲ閉チ、漸次船中ニ操揚ルニ隨ヒ鰯ハ袋網《方言(未詳) ミリコ》ニ集ル、多〔漁〕ノ時ハ一挙二百尾ヲ獲ル。

地名及地形 那賀郡津摩村・和木村・浜田浦沖深サ七尋以上ノ所ニテ漁獲ス。

期節 夏秋白昼其業ヲ営ム。

漁獲名称 (未詳) 〔鰯 イナダ〕

(17) 宍道湖漁政については拙稿注7参照のこと。また、琵琶湖漁政については注5参照のこと。何れにしても明治初年から10年代にかけての府県漁政に関する研究は今後の課題である。